

幹事会附置委員会の設置について

委員会名： 大学教育の分野別質保証委員会

1	委員の構成	委員会は、会長、副会長、各部の役員及び会長の指名する会員又は連携会員若干名を以て組織する。
2	設置目的	<p>日本学術会議は、平成 20 年 5 月に文部科学省高等教育局長から審議依頼「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」を受けたことから、同年 6 月に課題別委員会「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」を設置し、同委員会は平成 22 年 7 月に「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」を取りまとめ文科省に手交した。その後同委員会では、上記回答で述べた分野別の教育課程編成上の参照基準の作成等に着手したが、平成 23 年 6 月 25 日を以て課題別委員会の設置期限である 3 年間の期間が終了したため、同年 6 月 26 日に課題別委員会「大学教育の分野別質保証推進委員会」が設置され、引き続き同様の活動を行ってきた。</p> <p>こうした実績を踏まえて、本年 8 月に文部科学省高等教育局長から再び「分野別の教育課程編成上の参照基準の審議について」と題する審議依頼を受けたことから、従来の課題別委員会に代えて、新たに幹事会附置委員会を設置し、本件に関する学術会議の取組み体制の強化を図る。</p>
3	審議事項	大学教育の分野別質保証に資するため、各分野の教育課程編成上の参照基準を作成するとともに、関連する諸問題を審議する。
4	設置期間	<p>時限設置</p> <p>常設</p>
5	備考	<p>本委員会の設置に伴い、課題別委員会「大学教育の分野別質保証推進委員会」は、その下に設置されている分科会とともに廃止し、各分野の参照基準の具体的な内容については、関連する分野別委員会において審議を行うこととする。しかし、現在既に審議結果の取りまとめに至っている分科会が複数存在しており、これらについて現課題別委員会の下で成案を得ることを可能とするため、本件の施行期日は平成 24 年 12 月 21 日とする。</p>

